

平成29年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人 鳥取福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年2月2日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部高齢社会課 事業者管理係 現担当課：鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	貴法人定款第10条の評議員の報酬等及び第22条の役員の報酬等について、旧評議員では決議され承認を受けているが、平成29年6月13日開催の新評議員会の議事録において、理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準について、平成29年4月1日施行の法改正により新たに選任された新評議員の決議を受けているものが見受けられなかった。(法第45条の35、貴法人定款第8条、第10条、第22条)	平成30年度第1回評議員会において承認を得ることとする。
2	貴法人経理規程第53条第4項の減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」(昭和40年大蔵省省令15号)によるものとなっているが、固定資産管理台帳の桜ヶ丘デイサービスセンターの平成28年1月29日購入の自動車(スペイドウエルキャブ)耐用年数4年、アクティブ津ノ井の平成27年12月28日購入の自動車(セレナ)耐用年数3年や平成28年1月29日購入の自動車(デリカD2)耐用年数4年の記載となっており、耐用年数の記載が誤っている。ついては、普通自動車は法定耐用年数6年となっているので修正されたい。また、木もれ陽の冷暖房機器について耐用年数13年で記載されているが、法定耐用年数6年で修正のこと。(会計省令第4条第2項、運用上の取	平成29年度決算までに修正する。

	扱い 16、留意事項 17、貴法人経理規程第 53 条第 4 項)	
3	銀行取引の名義が施設長で登録している事象 (①社会福祉法人鳥取福社会なごみ苑 所長、②なごみ苑特定施設入居者生活介護 管理者、③社会福祉法人鳥取福社会特別養護老人ホーム若葉台短期入所 所長、④社会福祉法人鳥取福社会特別養護老人ホーム若葉台うぐいす 所長、⑤社会福祉法人鳥取福社会指定介護老人福祉施設若葉台 所長、⑥社会福祉法人鳥取福社会特別養護老人ホーム若葉台所長の名義) が見受けられる。ついては、貴法人経理規程第 39 条第 2 項の金融機関との取引は、理事長名をもって行うこととなっているので、理事長名義に変更すること。(法第 45 条の 17 第 1 項、貴法人経理規程第 39 条第 2 項)	名義変更済み。
4	財産目録では、基本財産の定期預金 100 万円と記載がされているが、貴法人定款第 29 条第 2 項第 1 号資金の区分の基本財産では、現金 100 万円と記載されている。財産目録の様式は運用上の取扱い別紙 4 において定められており、基本財産は定款の記載事項であることから、定款の規定と一致する必要がある。ついては、定款の記載を定期預金と修正すること。(運用上の取扱い別紙 4、貴法人定款第 29 条第 2 項第 1 号)	平成 30 年度第 1 回評議員会において定款記載の修正について承認を得ることとする。
5	貴法人経理規程第 60 条第 1 項第 14 号では、重要な後発事象は、拠点区分の注記記載を作成することとなっているが、作成されていないので作成すること。なお、該当なしの場合も該当なしと記載のこと。(会計省令第 29 条第 1 項第 14 号関係、運用上の取扱い 22、留意事項 25、貴法人経理規程第 60 条)	平成 29 年度決算書作成において、是正する。

6	<p>貴法人経理規程第 35 条債権の免除等について、当法人の債権は、その全部もしくは一部を免除し、又はその契約条件を変更することはできない。ただし、理事長が当法人に有利であると認めたととき、その他やむを得ない特別の理由があると認めたとときはこの限りでないとなっているが、稟議決裁において、徴収不能金の理事長決裁がなされていない。ついては、理事長の承認を受けること。なお、貴法人事務決済規程を法の規定に則って内容を修正すること。(留意事項 1 の (4)、18 の(1)、貴法人経理規程第 35 条)</p>	<p>平成 29 年度以降の徴収不能額の決済においては必ず理事長の承認を受けることとした。</p>
7	<p>貴法人財産目録のその他の固定資産の工賃変動積立資産と設備等整備積立資産の使用目的等の記載が定期預金とされているが、現状は、決裁用預金にて合算管理されている。ついては、貴法人経理規程第 37 条資金の積立てについて、将来の特定の目的のために積立金を積み立てた場合には、同額の積立資産を積み立てなければならないとなっているため、適切に管理すること。(運用上の取扱い 19、留意事項 19 (4)、貴法人経理規程第 37 条)</p>	<p>工賃変動積立資産と設備等整備積立資産については決済用預金で管理することとし、平成 29 年度決算書作成において、正しく記載する。</p>